

資料編

1 各検討組織の日程

(1) 区民懇談会

| 回 | 日 | 場 所 | 出席者数 |
|----|----------------------------|---------------|------|
| 1 | 平成15年10月14日 | 石神井公園区民交流センター | 54名 |
| 2 | 平成15年10月24日 | 練馬区職員研修所 | 46名 |
| 3 | 平成15年11月7日 | 練馬区職員研修所 | 48名 |
| 4 | 平成15年12月10日 | 石神井公園区民交流センター | 46名 |
| 5 | 平成16年1月14日 | 石神井公園区民交流センター | 46名 |
| 6 | 平成16年2月20日 | 石神井公園区民交流センター | 46名 |
| 7 | 平成16年3月9日 | 石神井公園区民交流センター | 44名 |
| 8 | 平成16年3月24日 | 石神井公園区民交流センター | 46名 |
| 9 | 平成16年4月9日 (庁内委員会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 44名 |
| 10 | 平成16年4月28日 | 本庁舎 多目的会議室 | 44名 |
| 11 | 平成16年5月10日 (検討委員会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 37名 |
| 12 | 平成16年6月14日 (検討委員会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 39名 |
| 13 | 平成17年3月9日 | 練馬区職員研修所 | 35名 |
| 14 | 平成17年10月17日 | 石神井公園区民交流センター | 24名 |

(2) 検討委員会

| 回 | 日 | 場 所 | 出席者数 |
|----|----------------------------|-----------------|------|
| 1 | 平成15年10月20日 | 区役所西庁舎7階 第二委員会室 | 16名 |
| 2 | 平成15年11月18日 | 区役所19階 1906会議室 | 15名 |
| 3 | 平成16年5月10日 (区民懇談会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 7名 |
| 4 | 平成16年5月25日 | 区役所19階 1903会議室 | 12名 |
| 5 | 平成16年6月14日 (区民懇談会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 12名 |
| 6 | 平成16年6月29日 | 石神井庁舎5階 第1会議室 | 14名 |
| 7 | 平成17年1月18日 | 石神井庁舎5階 第2、3会議室 | 13名 |
| 8 | 平成17年2月15日 | 石神井庁舎5階 第2、3会議室 | 12名 |
| 9 | 平成17年8月29日 | 練馬区職員研修所 | 9名 |
| 10 | 平成17年9月9日 | 練馬区職員研修所 | 12名 |
| 11 | 平成17年11月16日 | 区役所19階 1907会議室 | 9名 |

(3) 学識経験者ワーキング

| 回 | 日 | 場 所 | 出席者数 |
|---|-------------|----------------|------|
| 1 | 平成16年4月2日 | 区役所19階 1904会議室 | 4名 |
| 2 | 平成16年4月20日 | 区役所19階 1903会議室 | 5名 |
| 3 | 平成16年5月17日 | 区役所19階 1905会議室 | 5名 |
| 4 | 平成16年11月29日 | 区役所19階 1904会議室 | 4名 |
| 5 | 平成16年12月7日 | 区役所19階 1905会議室 | 4名 |
| 6 | 平成17年8月10日 | 区役所19階 1902会議室 | 3名 |

(3) 庁内委員会

| 回 | 日 | 場 所 | 出席者数 |
|----|---------------------------|----------------|------|
| 1 | 平成15年8月21日 | 区役所19階 1903会議室 | 26名 |
| 2 | 平成15年9月11日 | 区役所20階 交流会場 | 23名 |
| 3 | 平成15年10月27日 | 区役所20階 交流会場 | 20名 |
| 4 | 平成15年11月26日 | 練馬区職員研修所 | 24名 |
| 5 | 平成15年12月15日 | 東庁舎6階 603会議室 | 20名 |
| 6 | 平成16年1月22日 | 東庁舎6階 603会議室 | 20名 |
| 7 | 平成16年2月12日 | 東庁舎6階 603会議室 | 19名 |
| 8 | 平成16年3月17日 | 区役所19階 1903会議室 | 24名 |
| 9 | 平成16年3月19日 | 区役所19階 1903会議室 | 24名 |
| 10 | 平成16年4月9日 (区民懇談会との交流会) | 石神井公園区民交流センター | 17名 |
| 11 | 平成16年5月17日 | 区役所19階 1902会議室 | 21名 |
| 12 | 平成16年7月16日 | 練馬公民館 第1教室 | 26名 |
| 13 | 平成16年10月14日 | 区役所20階 交流会場 | 39名 |
| 14 | 平成16年11月12日 | 区役所20階 交流会場 | 27名 |
| 15 | 平成16年12月22日 | 区役所19階 1902会議室 | 24名 |
| 16 | 平成17年2月14日 | 練馬区職員研修所 | 28名 |
| 17 | 平成17年8月8日 | 区役所19階 1902会議室 | 27名 |

(5) 庁内委員会ワーキング

○参加型まちづくり

- 第1回 平成16年10月18日
- 第2回 平成16年10月27日
- 第3回 平成16年11月5日
- 第4回 平成17年7月7日
- 第5回 平成17年7月13日
- 第6回 平成17年7月15日

○開発調整

- 第1回 平成16年10月18日
- 第2回 平成16年10月27日
- 第3回 平成16年11月5日
- 第4回 平成17年7月5日

2 (仮称) 練馬区まちづくり条例中間報告のパブリックコメントの結果について

(1) 中間報告への意見

| 中間報告への意見 | 区の見解 |
|---|---|
| <p>練馬区の「ワンルームマンション指導要綱」は、隣接の板橋区、杉並区と比べ、規制が緩すぎる。もっと規制を強める必要がある。このまま推移すれば、問題のあるマンションが練馬区に集中する。</p> | <p>3区のワンルームマンション指導要綱の内容を、共通する項目で比較してみると、大差はないように思われます。ワンルームマンションそのものというより建設の進め方や居住者の生活マナーなどが問題になることが多いのではないのでしょうか。</p> <p>まちづくり条例では、事業者と事業地周辺住民が、できるだけ早い段階から事前協議を行って建設等を進めていくための仕組みについても位置づけたいと考えています。中間報告では「〈4〉開発や建築等の調整の仕組み」の項で取り上げています。</p> |
| <p>現行の要綱では、建設業者と住民との間で紛争が生じて、事業者が話し合いに応じないときは、住民側はどうすることもできない。罰則や強制措置がないと問題は解決しない。行政側の強い指導がないと、住民の当然の要望も通らない。</p> | <p>事前協議について、一方の当事者の主張だけを通すために、他方に強制的な規定を設けることや、行政が一方の側だけの立場で他方を指導することは、協議の意義を否定することになります。十分な協議ができ、双方の合意点を見出すことができる制度について検討したいと考えています。</p> |
| <p>ワンルームマンション建設に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅地域ではできるだけ2階までとし、日照を確保する。 2) プライバシー保護、騒音防止から、ワンルームマンションと隣接住居との距離は2m程度とする。 3) 管理人を必ず置き、居住者管理や周辺環境美化などに努める。自転車置場やゴミ置場の設置を義務づける。 4) 敷地内に必ず樹木を植えさせる。 5) (居住者に) 町会等への加入を促し、地域住民との融和を図る。 | <p>具体的な基準については、今後明らかにしたいと考えていますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第一種低層住居専用地域では、建築物の高さを10mまたは12mまでとしています。また、地域の合意により地区計画や建築協定ができれば、最低敷地面積や高さの制限、壁面の後退距離などを定めることも可能です。まちづくり条例では、こうした住民の合意形成を支援する仕組みについても検討事項としています。 2) 当区のワンルームマンション指導要綱では、ご意見の項目についても規定しています。壁面の後退距離などについては、当該地周辺の用途地域や既存の建物の状況などを踏まえる必要があります。地区計画や建築協定などを活用することも考えられます。また、プライバシー保護や騒音対策としては、建物間の距離だけでなく、建物の工夫や居住者のマナー遵守による効果も大きいのではないのでしょうか。 3) 当区のワンルームマンション指導要綱では、ご意見の項目についても規定しています。それぞれの施設を設けるだけでなく、居住者のマナー遵守による効果も大きいと考えています。 4) 当区のワンルームマンション指導要綱では、ご意見の項目についても規定しています。 5) ご意見の趣旨は、ワンルームマンション居住者を含む地域コミュニティの課題としてとらえるべきではないのでしょうか。 <p>指導要綱等における規制の程度というより、関係者、当事者がその内容を遵守し、お互いに気持ちよく暮らすために努めることが重要であると考えます。</p> |

| 中間報告への意見 | 区の見解 |
|---|--|
| <p>桜台駅周辺区域は、戦後衰退の著しい商店街の全国上位に入ると聞くと、後背の住宅街の民意や生活レベルは高く、安定しており、高齢者も増えている。高齢者、生活者に即したまちづくりを行えば桜台は復活する。行政指導で強制的にまちづくりを行う必要がある。</p> | <p>当区では、今後おおむね20年を展望した区のまちづくりの総合的指針となる都市計画マスタープランにおいて、住民参加から始まる協働のまちづくりの重要性、有効性を掲げています。したがって、区が一方的に桜台駅周辺の商店街のみを対象に、強制的なまちづくりを行うことは困難と考えられます。</p> |
| <p>電柱や車が邪魔で、車にも、自転車にも、歩行者にも魅力のない商店街にしたのは行政の責任である。</p> | <p>商店街活性化は、全国的な課題となっており、国や自治体でもさまざまな対策を講じています。一方、この問題は、商店会や商店経営者自らの取り組みや、これと連携した周辺住民による取り組みが非常に重要であると考えます。</p> |
| <p>桜台（駅周辺）を生き返らせるための案として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目白通りから正久保橋方面に抜けるバス通りの歩道の拡幅。 ② 歩道の無電柱化。 ③ 商店街を区が建て直し、安く貸す。古くからの店は、区の負担で改装する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 1階は歩道からバリアフリーで入れる店にする。 2) 店主を誘致するために2階を住居としてもよい。 3) さまざまな小売業種が入るよう指導する 4) 店の規模や看板に統一感をもたせる。 5) 見通し、風通しのため3階建ては禁止する。 ④ 大型バスを廃止し、小型バスを住宅地内に循環させる。(各駅、保健所、区役所、高野台の新病院などを回る) ⑤ 駅前(の土地)や空き地を区が安く借り受け(税金の免除などを講じて)、小さくても公園、遊び場を増やす。 | <ol style="list-style-type: none"> ① 歩道の拡幅は、道路整備と一体で進める必要があります。区では、生活幹線道路について、優先整備路線を指定し、順次計画的に道路整備を進めています。 ② 電線類地中化(無電柱化)は、例えば商店街でのまちづくりと合わせた取り組みとして実施していますが、一定幅員の道路であることや相当額の費用がかかることなどの制約があります。 ③ まちづくりは、店主や地域住民など関係者の参加、合意が必要です。ご意見にある提案は、地域の皆さまがまちづくり(商店街づくり)を考え、進める際に参考になるものではないでしょうか。 ④ 小型バスの運行についても、各地域でさまざまご意見があります。運行経路の設定や採算性などの問題もあり、引き続きバス事業者に働きかけていきます。なお、区では、福祉施設の送迎用バスを活用した「福祉コミュニティバス事業」について検討を進めています。 ⑤ 公園、緑地については、広さや配置の地域バランスを考慮する必要があります。土地税制については区の権限が限られており、今後も関係機関への働きかけを続けます。また、借地型公園の整備については、長期借地の条件や広さ、位置などの検討が必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自宅周辺では建ぺい率・容積率に合致しない住宅が多い。練馬区の道が狭く、家が建て込んでいるのは、こうした規制違反住宅を放置しているせいではないか。 ・住宅は、所有者だけではなく、その地域の「財産」でもある。まちづくり条例において、区の権限を強化し、違反建築へのペナルティーを重く(例えば、悪質なものは区の権限で容易に取り壊せるようにするなど)し、基本的なことを守らせる方策を盛り込んでほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりとした住宅地は、建ぺい率や容積率の指定だけではなく、地域住民が、建物の壁面後退や最低敷地規模などをルール化(例えば、地区計画、建築協定など)し、これを守ることで保全、形成されるものと考えます。検討中のまちづくり条例では、こうした住民の合意形成を支援する仕組みについても検討事項としています。また、違反建築対策については、建築確認後、完了検査を行うほか、一定基準に該当する建物は中間検査も行っています。区内には狭く、曲がりくねった道路がありますが、多くはかつての農道から生まれたものです。区では、このような道路状況を改善するために、都市計画道路やこれを補完する生活幹線道路、主要生活道路といった道路網計画に基づき、それぞれの役割にふさわしい道路の整備を進めています。 |

| 中間報告への意見 | 区の見解 |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 建物は、集合すると街並みを形成するので、ご意見のように地域の財産という面もあり、住民が、地域の将来像を共有し、建物のデザインや色彩なども含めたまちづくり（建築）のルールを定め、これを守ることが重要であると考えます。そのためには、一人ひとりがまちの主人公、まちづくりの当事者であるという意識をもつことが大切であり、また、罰則等については、その意義や効果、影響を十分に勘案しながら検討すべきであると考えます。 |
| <p>「誰にとっても、安全で、快適な街」づくりをめざしてほしい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 車、バイクの速度制限、騒音制限 • 高齢者、子どもにも安全な歩道の確保（歩行者優先のマナーの復活） • 街路灯の完備 • 空中電線の制限、撤去 • 駐輪場の無料化、低料金駐車場の指定 • 公園に椅子やテーブルの大量設置 • 公共施設使用料の大幅値下げ | <ul style="list-style-type: none"> • 当区では、今後おおむね20年を展望したまちづくりの総合的方針となる都市計画マスタープランにおいて、目標とするまちの将来像を「だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力のあるまち」としています。この方針に基づき、交通安全、環境保全、道路（歩道）の整備、街路灯の整備（照度アップ）、電線類地中化などに取り組んでいます。 • 区立自転車駐車場、公共自動車駐車場については、適正な利用者負担、自転車・自動車の適正な利用、駐車場の利用促進などを考慮して使用料を設定しています。（民間の自動車駐車場については、行政が低料金を指定することはできません。） • 利用者の要望も踏まえ、それぞれの公園の機能、役割、規模に沿って、遊具や椅子などを設置しています。 • 区立施設の使用料については、適正な使用料のあり方にかかわる方針を定め、これに基づき利用者の皆さまに各施設の使用料を負担いただいています。 |
| <p>「〔4〕開発や建築等の調整の仕組み」で「開発事業者が」を「行政を含め開発等を行おうとする者が」に変更すべき。（区民懇談会の意見にも同趣旨のものがあつた）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 区民懇談会意見に対する回答に「公共建築物の建築にあたっては開発手続に準じると考えます」とあるが、だれが、どのように考えたのか。公共建築物はまちづくり条例の対象になるのか、否か。 • 「その他の都市計画事業については都市計画法や関連する法律で手続が定められているので、その手続にゆずりたいと考えています」とあるが、個々の建築物よりはるかに影響の大きい都市計画事業を、全国一律の法律だけに「ゆずって」しまつてよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> • 区民懇談会意見に対する回答は、まちづくり条例検討委員会事務局（都市計画課）が作成しました。事務局では、検討委員会の議論などを踏まえて中間報告案なども作成しました。中間報告は、これらの資料をもとに検討委員会が検討を重ねて最終的にまとめられたものです。中間報告には記載されていませんが、事務局では、公共建築物の建築についても開発手続に準ずるものと考えています。ただし、法律により別の定めがある場合は、適用除外となるものと考えています。 • 都市計画事業は、公共性が高く、影響も大きいことから、都市計画として決定する段階から事業化に至るまで、手続や基準等を法律で定めているものと認識しています。法律やその運用に不十分な点があるのかどうかを検討したうえで、付加的な手続などについての検討が必要になると考えます。 |
| <p>「論点」対比表（20040629、p13）で、</p> <p>① バリアフリー等の基準は「法、都の条例、区の要綱にゆずる」とされているが、「整理・体系化」からはずすことには反対である。</p> | <p>① バリアフリー等にかかわる手続や基準は、法律や都条例などで詳細に規定されているので、これらをまちづくり条例として取り込むことは予定していませんが、その手続や基準などを比較し、課題や問題点を検討したいと考えています。</p> |

| 中間報告への意見 | 区の見解 |
|--|---|
| <p>② 基準のチェックを含め、「バリアフリー等に関する視点」と「開発における協議事項および基準」を別枠にしてきた結果、行政による駅周辺の再開発事業で、整備後の方が障害者にとって不便で使いにくくなったと思う。</p> <p>③ まちという全体を良くするには「全体をもれなく」というスタンスで考える必要があり、それは（中間報告の）検討対象のみならず、既存の区の「あらゆる」要綱にも及ぶべきと考える。</p> | <p>② 「バリアフリー等に関する視点」と「開発における協議事項および基準」とが別枠であることが、具体的な事業を進める際のマイナスになることはないと考えます。完了した市街地再開発事業については、さまざまな視点で、改善された点、変わらない点、不便になった点などを点検し、今後のまちづくりにつなげていくことも必要であると考えています。</p> <p>③ まち全体をいろいろな視点、立場から見渡すという考え方は大切であると考えます。「まちづくり」の概念が広がっている現状を踏まえて、まちづくりに関連する条例、要綱の検討、整理、体系化が必要であると考えています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 全体として、中央政府から地方に権限を移すという方向は良い。さまざまな問題について、関係する人々が試行錯誤しながら、長期的に区民が果実を得られるとよい。 名称の語感がよく、課題や問題点が羅列されているが、国分寺市の報告にも、具体的な事例対応モデル等は記載がない。区民と市民運動との調整など、実際はかなり複雑な利害調整で問題処理することになるだろう。 | <ul style="list-style-type: none"> 地方分権の時代であることを踏まえ、地域のローカル・ルールとしてのまちづくり条例を定め、これに基づくまちづくりを進めていくことが大切であると考えています。 国分寺市、狛江市とも、先進事例とはいえまちづくり条例を制定して日が浅い自治体です。まちづくりには、多様な考え方、立場の方がかかわるので、さまざまな場面で、ご意見のようなプロセスがあると考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 総花的。今後の庁内、議会調整の苦勞が予想される。 条例の運用も重要。サロンなど区民の意見を吸い上げる組織、体制の維持に注力してほしい。 今後も論議内容を公表し、透明性を保ち、区民の参画意識をキープする工夫を求めらる。 | <ul style="list-style-type: none"> 運用できる条例とするには、区の内部でも課題、問題の認識を共有し、検討することが不可欠であると考えています。 区民の個別意見を汲み取るだけでなく、住民の合意形成への支援についても制度化が必要であると考えています。 中間報告を受け、条例づくりの作業は区の内部での検討、調整に重点が移りますが、まちづくり条例ニュースの発行、ホームページ掲載などを通じて、情報提供を図りたいと考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 中間報告までは区民懇談会の意見が良く反映されている。今後の条文化で、実効性ある条例となることを期待する。 | <ul style="list-style-type: none"> より実効性のある条例とするために、法律と条例との関係も含め、委任条例の活用、実質的な運用の可能性などを検討していくことが重要であると考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 練馬区の条例における「まちづくり」の定義が明確でないと思う。「まちづくり」とは開発・建設等の「はこづくり」と、まちを構成し、地域を主体的に運営する住民を育む「ひとづくり」の両者を含むものとする。 条例で何を定め、どこまでを射程範囲とするかを明示すべき。また、「ひとづくり」に関する取り組みについても並行して進めるべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨は理解できます。まちづくりの理念を検討する中で明らかにしていくことではないかと考えています。 中間報告では、当区でつくろうとするまちづくり条例の基本的な考え方と課題が示されました。条例において具体的に定める項目や範囲などについては、中間報告などを踏まえて今後明確にしていく予定です。また、「ひとづくり」については、中間報告でも「く3」住民参加、住民主体によるまちづくりの推進の項などで取り上げています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 全体を通じて住民参加、住民主体という言葉が多く見られる。条例づくりの過程でも区民懇談会を重視している様子がうかがえ、良いことと思う。 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例の検討段階から、まちづくりの担い手である住民に参加していただき、さらにこの条例の活用によって、住民主体のまちづくりが進むことをめざしています。 |

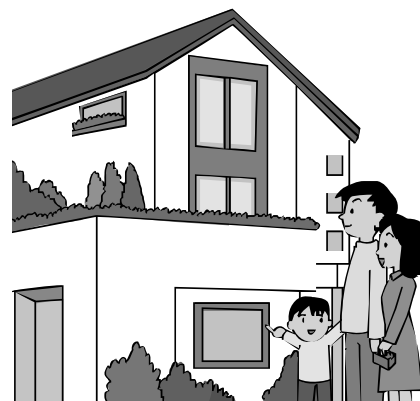
| 中間報告への意見 | 区の見解 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 行政と住民が協力し、区を良くしていくことは、区の発展に直接つながると思う。 住民と行政のコミュニケーションにより、信頼が生まれ、区をより良い“まち”に“つくる”ことができることを望む。 | <ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者、行政が協力、連携し、相互の信頼に基づいてそれぞれの役割を果たしていくことが、めざすまちを実現する際の基本であると考えます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 内容をもっと知りたいので、出前講座について相談にのってほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例に関する情報提供や説明のご要望については、可能な限り対応したいと考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 一般的ルールをうまくつくる必要がある。(区民が納得する平等性が必要) ハードのルールをしっかり構成し、それにソフトのルール(練馬のために何が出来るか問う)をつける。 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例の実効性を担保するうえで、ご意見のような観点からの検討は重要であると考えています。 ハードとソフトはまちづくりの両輪であると考えています。 |

(2) シンポジウムへの感想

| シンポジウムへの感想 | 区の見解 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 徳川時代の藩体制や明治政府以来の部分最適をめざすシステムは、全体に無理を生じさせるものだった。 自己中心的価値観を反省し、ボランティア、住民参加を模索する方向は大賛成である。 中央政府、地方行政機関に対応する、望ましい住民参加の役割・機能をだれが果たすのか。 新しい仕組みの立ち上げ期には、区長は迅速、適切な人事を行うべきである。 まちづくり条例を早期に制定し、時間をかけても情報公開し、実績を挙げるべきである。その最終的な責任は区長にある。 短時間であり、条例を制定して間もない自治体の事例だったので、条例の全体像を理解させることには無理があった。 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりでも、「部分最適と全体の調和」は重要な観点であると考えます。行政だけではなく、まちづくりにかかわるさまざまな主体が、相互理解しながら、その役割を果たすことが基本であると考えます。 区としても、新しい仕組みを支えるための体制づくりが不可欠であると考えます。 まちづくり条例が効果的に運用されるよう工夫したいと考えています。 パネルディスカッションは、これからまちづくり条例をつくらうとしている当区の参考になるように、少し先行している自治体の事例を聞こうという趣旨で行いました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム開催のタイミングが絶妙。 経験の深い自治体から運用面の話も聞きたかった。 サロン、ブクマ、まちづくり権などの事例が印象に残った。 練馬区もいつか先達となれるように。 「市民間で利害調整できる力の涵養」に同感。 まちづくりという用語のない国でまちづくりが進んでいる不思議。 | <ul style="list-style-type: none"> パネルディスカッションは、これからまちづくり条例をくろうとしている当区の参考になるように、少し先行している自治体の事例を聞こうという趣旨で行いました。 区としても、住民、事業者、区がそれぞれにまちづくり条例を使いこなし、他の自治体からパネリストとして招かれるようになりたいと考えております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 中間報告の説明をした都市計画課長との質疑応答の時間がほしかった。 検討委員会や区民懇談会のメンバーと一般区民との意見交換の機会を設けてほしい。(一般区民の参加の保障があるべき) | <ul style="list-style-type: none"> このシンポジウムの趣旨は、これからまちづくり条例をつくらうとしている当区の参考になるように、まちづくり条例の法的位置づけや可能性について専門家の講演を聞き、また、少し先行している自治体の事例を聞こうというものでした。限られた時間の中では、質疑応答の時間が十分には取れませんでした。 |

| シンポジウムへの感想 | 区の見解 |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例の検討について、ひとりでも多くの方に参加していただくという趣旨で、中間報告に関するパブリックコメントやシンポジウムを行いました。まちづくり条例ニュースの発行、ホームページへの掲載などを通じて、条例づくりに関する情報提供も行っています。また、まちづくり条例区民懇談会や検討委員会の会議は公開としており、傍聴が可能です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 内容が盛りだくさんで焦点がボケた。中間報告に絞るべきだった。 重点項目に十分な時間配分が必要である。 区民懇談会会員の多くが不参加で、一般区民の参加も少ない。このことの検討が必要であると思う。 | <ul style="list-style-type: none"> このシンポジウムの趣旨は、これからまちづくり条例をつくらうとしている当区の参考になるように、まちづくり条例の法的位置づけや可能性について専門家の講演を聞き、また、少し先行している自治体の事例を聞こうというものでした。 まちづくり条例ニュースの発行、ホームページへの掲載などを通じて、条例づくりに関する情報提供を行い、住民の関心を広げていきたいと考えています。シンポジウムの参加者数についてはいろいろな評価があるでしょうが、「まちづくり条例」という一般には硬いテーマにもかかわらず、100人を超える皆さまが集まったことには一定の評価がされてよいと思います。参加者を増やす工夫としては、住民から住民への呼びかけなども効果があるのではないのでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例を法的義務を含むルールとしていく基本的な考え方や、その法環境がよく分かった。パネルディスカッションも良い内容だった。 | <ul style="list-style-type: none"> シンポジウムの成果も、まちづくり条例骨子案づくりなどに生かしたいと考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 区のホームページを見て参加した。 講演が分かりやすく、この条例が自治体にとって重要な条例であることを知り、今後の参考になった。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も、まちづくり条例ニュースの発行、ホームページへの掲載などを通じて、条例づくりに関する情報提供を行っていきたいと考えています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例が制定されて、国分寺市や狛江市で建築紛争やまちこわしが減っているのか知りたかった。 | <ul style="list-style-type: none"> シンポジウムでは、狛江市民から、「まちづくり条例が制定されたからといって、開発の状況が大きく変化したわけではない」旨の発言がありました。地域住民が地域の将来像を共有することが、住民主体のまちづくりでは重要な意味をもつと考えます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> たいへん良い報告会だった。 国分寺市では、市が条例原案をつくり、市民、専門家のチェック、修正があったとのこと。練馬区の今後の具体的な作業、スケジュールを知らせてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 区では、平成16年度末を目途に条例骨子案の内容をまとめ、その後、条例案づくりに進みたいと考えています。条例は、平成17年度の制定を予定しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> たいへん参考になった。 法律と対等な条例ができるとうい。 | <ul style="list-style-type: none"> 法律による委任制度なども活用し、条例の実効性を高めたいと考えています。 |
| <p>① シンポジウムの中で中間報告の説明時間が18分では不十分。</p> <p>② 中間報告の構成は（条例として）練馬区の文書規程に合致しているのか。</p> | <p>① このシンポジウムの趣旨は、これからまちづくり条例をつくらうとしている当区の参考になるように、まちづくり条例の法的位置づけや可能性について専門家の講演を聞き、また、少し先行している自治体の事例を聞こうというものでした。</p> |

| シンポジウムへの感想 | 区の見解 |
|---|---|
| <p>③ 「まちづくり条例に求められるもの」と「まちづくり条例の基本的方針と課題」とで文の構成（順序）が異なっている。</p> <p>④ 「まちづくりの理念の検討」が中間報告の末尾に記載されているのは順序が逆である。</p> <p>⑤ 「まちづくりの理念の検討」、「農地や緑地の保全・・・」が「その他の事項」に記載されているのも残念。</p> <p>⑥ 「区のもつ特性を活かす・・・」ということも、長年の検討の中で今では風前の灯火のようである。</p> <p>⑦ 「区等の責務」は、今後の検討課題と考える。</p> <p>⑧ 国分寺市では、統治の地域力⇒共治の地域力といい、行政力=市民力を協働力で結んでいるが、既に「区民参加」から「区民決定」の時代に入ったと思うがどうか。</p> | <p>②～⑤中間報告は、当区におけるまちづくり条例の必要性などをまず示したうえで、「条例の基本方針と検討課題」を整理したものであるため、その構成は、まちづくり条例の構成に合わせたものではありません。中間報告の構成上、「その他の事項」に記載した項目がありますが、これは重要度によるものではありません。</p> <p>⑥ 当区の特性、特徴を生かしたまちづくりについては、都市計画マスタープランの策定段階でも広範な議論がありました。そうしたまちづくりを実現するための道具となるものとして、今回、まちづくり条例の制定に着手しました。</p> <p>⑦ 区、住民、事業者等の責務をまちづくり条例においてどのように規定し、実効性を担保するかは、骨子案を踏まえて検討したいと考えています。</p> <p>⑧ 一定のまちづくり分野（範囲）については、住民自らが決定し得るものがあると考えます。また、住民参加の質を高めることにより、住民主体のまちづくりの範囲を広げることも可能ではないかと考えております。</p> |



3（仮称）練馬区まちづくり条例骨子案のパブリックコメントの結果について

| 意見 | 区の見解 |
|--|--|
| <p>1 宅地開発等指導要綱について</p> <p>① 条例化は賛成である。この際、最低敷地面積の規定が少なくとも現要綱から後退することのないようにすべきである。</p> <p>② 最低敷地面積について、開発事業区域内だけでなく既存地の環境悪化を防止するためにも、都市計画として定めてほしい。</p> | <p>① まちづくり条例における敷地面積の最低限度については、現要綱の基準を基に条例化する案となっています。</p> <p>② また、都市計画で定める建築物の敷地面積の最低限度については、高さの最高限度とともに、都市計画として都市計画審議会部会の中で条例化と並行して検討されています。</p> |
| <p>2 土地取引について、開発事業者と近隣住民間の紛争を減らすためには、土地取引について、大規模土地に限って土地売買契約前の届出制度を導入すべきである。</p> | <p>土地取引について、届出をいつの時点にするかです。区民懇談会においては、「できる限り早い段階で」、「土地取引においては個人の事情もあり配慮が必要」という意見が出されました。一方、条例化にあっては、実効性ある制度が求められています。他方、土地取引と開発事業は大半が一体的に行われている実態があります。このことから国土法による届出と合わせた土地取引の届出制としました。</p> |
| <p>3 ワンルーム集合住宅について</p> <p>① 室数15戸未満も対象とし、自転車置場やごみ置場などの設置を規定してほしい。</p> <p>② 事業者と住民が十分な協議ができ双方の合意点を見出すことができる制度を検討し、紛争の予防や調整について弱い立場の者を守る強い行政指導ができる条例にならないか。</p> <p>③ ワンルームマンションの住民との関係は、地域コミュニティの課題であるが、地域住民との融和を図ることはなかなか難しい。</p> | <p>① ワンルーム集合住宅については、現在、要綱により3階建て以上、かつ15戸以上の建築物を対象として指導しています。条例化に当たっては、階数の制限をなくしたうえで、20戸以上を対象とし、設置基準として、居住水準や駐輪施設のほか管理に関する基準等も規定しました。</p> <p>② 事業者と住民の関係については、開発事業の周知を図ることを目的に標識の設置をすることや住民から求めがあった場合の説明会等の措置および協議を行うことなどを規定しています。この手続の中で、住民は事業者と話し合っていくことになります。</p> <p>③ ②の手続を行うことにより、地域コミュニティへの配慮となる取り組みの一つの機会となると考えています。</p> |

4 (仮称) 練馬区まちづくり条例素案のパブリックコメントの結果について

| No. | 意見(要旨) | 区の見解 | 素案との関連 |
|-----|---|--|--------|
| 1 | ①条例づくりにおいて、区民の意見を反映させていく趣旨に大いに賛成である。 | <ul style="list-style-type: none"> この条例づくりでは、69人の区民が参加した区民懇談会や、学識経験者も入った検討委員会、区職員による庁内委員会を設けて検討を重ね、また、節目、節目で議会や都市計画審議会への報告を行い、パブリックコメントも行ってきました。今後、この条例が練馬区のまちづくりに実際に生かされるよう取り組んでまいります。 | |
| 1 | ②「住民のための住み良いまちづくり」といっても区民の思いはさまざまである。そうはいつでも、区民の震災への不安を取り除く努力を第一に望む。まちづくり条例における開発基準づくりに注力するだけでなく、既存の危険な建造物・構築物や死角となっている危険障害の除去についても十分に取り組んでほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 震災にかかわる安全、安心のまちづくりについては、まちづくり条例とは別に、災害に強いまちづくりや、建築物の耐震性・耐火性の確保などにより進めています。 | |
| 1 | ③商業地区や集客施設の多い地区などにおいて、要所要所に震災発生時の避難場所誘導地図を掲示することを条例化すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 練馬区では、区内各地に配置された区立小中学校(103校)を災害時の避難拠点としています。 東京都では、特定の幹線道路を避難道路に指定し、各所にその表示をしています。また、一定の建築物などには、消火設備の設置や避難路の表示が義務づけられています。 災害時の被害は想定できない部分も大きく、ご意見のような特定の地区における詳細な避難誘導路を示すことは困難です。 | |
| 1 | ④公園や緑地についても、良好な住環境整備の一要素として取り上げるのではなく、災害時の区民の避難先となった場合に長期滞在が可能かどうか、可能でない場合はどうあるべきかという観点から考慮すれば、公園、緑地の設定がいかにあるべきかや、その条例化のあり方が明らかになると考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難場所については、区立小中学校(103校)が避難拠点となっており、公園や緑地を長期滞在が可能な避難場所とする計画は、現在のところありません。しかしながら、公園や緑地の役割は、災害時にも大変重要です。この点については、まちづくり条例とは別に、防災対策や、震災後の復興まちづくりの面から検討していきます。 | |
| 1 | ⑤区民を含めて、まちづくり条例に携わるすべての関係者が、買物などのおりに街かどに立ち、大震災の発生を想定すれば、「良好なまちづくり」のあるべき姿が浮かぶのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> 震災にかかわる安全、安心のまちづくりについては、ご意見も参考にさせていただき、災害に強いまちづくりや、建築物の耐震性・耐火性の確保、防災対策、震災後の復興まちづくりなどの分野での取り組みを中心に進めていきます。 | |

| No. | 意見（要旨） | 区の見解 | 素案との関連 |
|-----|--|---|---|
| 2 | <p>①人は経済活動だけではなく、休息、遊興などの活動を行うものであり、そのような活動をする人々が増えるほど、地域にはその地域なりの秩序や環境整備のあり方（仕切り）が必要になるはずである。この仕切りは、行政上のコンセプト（構想、方針等）に依拠すべきものと思う。法的規制上の枠組みが欠落していれば新規に整備すべきであり、その際、これからの「まちづくり」の考え方として明確なコンセプトが示されるべきであると思う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例では、住民が主体となって、一定の地区において、合意形成をもとに建築や土地利用等に関するきめ細かなルールを「総合的地区まちづくり計画」として策定できる仕組みを定めます。この計画が認定されると、その地区における開発事業に対する区の指導基準となります。また、地区計画の決定・変更の申出に関する規定なども定めます。 さらに、開発調整の仕組みを定め、一定の建築物の建築や土地利用などを条例の対象とし、それらが良好なまちづくりにつながるよう、手続や開発基準などを定めます。 なお、当区におけるまちづくりの基本的な方針は「練馬区都市計画マスタープラン」に示されています。 | <p>第3章「都市計画等における住民参加」、第4章「地区まちづくり・テーマ型（分野別）まちづくり等の推進」、第5章「開発調整の仕組み」</p> |
| 2 | <p>②事業者による開発（建設）計画に係る情報開示及び早期に地域住民へ周知される仕組みが必要である。事業者による事業計画の提出及び周辺地域への情報開示期間は最低でも半年以上の周知期間（看板の設置を含む。）が必要である。なぜなら、住宅購入も長期間の交渉の上に成立するものであり、購入した後で情報を得ても、対応は修復不可能になってしまうからである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例では、2,000㎡以上の土地取引をした場合の届出を定めます。また、一定の建築物の建築や土地利用などについても条例の対象とし、早い段階からこれらの事業計画を公にし、周辺住民への説明や協議などの手続、開発基準などを定めます。 | <p>第5章「開発調整の仕組み」</p> |
| 2 | <p>③法的根拠上、許容範囲ならば事業者が何をしても良いのか疑問である。「仲裁」は明確な考え方に基づき行政が仕切るべきである。建設事業者が計画の変更又は修正等を要求すると決まって「法的に許容範囲内」と回答され、区役所の担当課に聞いても「法的に許容範囲内なので仕方ない」という回答が返る。都会も地方もどこにでも通用する共通の規則類を「法的根拠」と位置づけているのではないか。地方と都会を一様に見るべきではない。都会には都会なりの、練馬区には練馬区なりの秩序の保ち方があるはずであり、欠落しているなら新規に規則類を整備すべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一般に、全国どこでも同じように適用される共通の規則が法律ですが、一方で、ご意見のようにそれぞれの地域にふさわしいきめ細かいまちづくりのルールが求められています。まちづくり条例では、住民が主体となって、一定の地区において、合意形成をもとに建築や土地利用などに関するルールを「総合的地区まちづくり計画」として策定できる仕組みを定めます。この計画が認定されると、その地区における開発事業に対する区の指導基準となります。また、地区計画の決定・変更の申出に関する規定なども定めます。 また、まちづくり条例では、開発調整の仕組みの中で、開発事業に係る紛争調整の規定（あつせん、調停）を定めます。 | <p>第3章「都市計画等における住民参加」、第4章「地区まちづくり・テーマ型（分野別）まちづくり等の推進」、第5章「開発調整の仕組み」</p> |

| No. | 意見（要旨） | 区の見解 | 素案との関連 |
|-----|--|--|---------------------------|
| 3 | ①今年9月、練馬区においても局的集中豪雨による浸水被害が発生した。こうした豪雨は今後も発生すると予測すべきであり、本条例における、雨水浸透施設の設置の基準を、現行の開発区域1,000㎡以上から400㎡以上とすることを提案する。 | <ul style="list-style-type: none"> 最近の集中豪雨への対応や負担の公平性の観点から、総合治水計画を補完するもとして対象面積の引き下げについて検討すべきものと考えています。 | 第5章「開発調整の仕組み」（別表2） |
| 4 | ①前文：「都市」は「まち」のほうがよい。第2パラグラフでは、循環型社会や自然との共生という考え方を強調したい。例えば「社会活動や経済活動を営むための共通の基盤であるだけでなく、生態系や自然の循環の一部として、人間の生命活動の基盤でもある」など。 | <ul style="list-style-type: none"> ご意見も参考とさせていただき、まちづくり条例の前文にふさわしい内容となるよう修正します。 | 前文 |
| 4 | ②第56(2)：②の規定は不要ではないか。第三者の介在により、形の上では直接に開発を目的としない売買が届出の対象からはずれるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 第56の趣旨は開発事業が予定されている土地売買等について、できるだけ早い段階で周知することを目的とするため、開発事業を目的としない土地売買等は除外しています。 なお、まちづくり条例では、一定の開発事業を行うに当たっては届出を行うことを規定しています。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第56(2)、第3節） |
| 4 | ③第61(2)：説明会の開催告知は、1週間前では遅い。 | <ul style="list-style-type: none"> 説明会は標識設置の日から起算して15日以内に開催すること、開催通知については説明会開催日から7日前までに通知することを規定しています。したがって、開催通知については遅くとも7日前としているので、それ以前に通知されることも想定されます。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第61(2)） |
| 4 | ④第63(1)：事前協議申請書に対する意見提出期限が「公表日から7日以内」では短すぎる。住民の合意形成の大変さを受け止めてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民に周知を図るため、事前届出の段階では標識の設置および説明会の開催ならびに協議を行うことを規定していますので、開発事業を知ることと事業者との話し合いができることとなります。このようなことから、標識設置の段階から、協議が始まり、そのうえで、事前協議申請の段階でも意見があれば意見書を提出できると規定したものです。このように一連の流れのなかで、意見書の提出期限を7日と定めています。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第63(1)） |
| 4 | ⑤第106：駐車場の近隣住民の範囲は、墓地なみに、接合道路に接する住民も含めること。一定規模以上の駐車場について、大規模建築物に付設されるものも含めて、高さ・構造、排気ガス・騒音対策等、環境配慮の規定を設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車駐車場は、建築物が伴わない単独のものを規定しています。この手続は、環境の視点からとらえていますので、近隣住民の範囲を50メートルとし、説明会等は求めがあった場合に措置を講ずることとしています。なお、排気ガスや騒音などの対策については、環境確保条例に規定がありますので、駐車能力20台以上の駐車についてはその手続が必要となります。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第106） |

| No. | 意見（要旨） | 区の見解 | 素案との関連 |
|-----|---|--|---|
| 4 | ⑥第115、第116：工事協定の締結を義務付け、工事における近隣への配慮を条例で規定すること。工事協定もなく着工され、既成事実がつくられる経験をしてきた。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は開発協議の基準等に基づき区と事前協議した後、整ったものに対し協定を結び、区から事前協議終了が通知されることとなります。第10節の工事に係わる規定は、この協定書または事前協議終了書の内容について、まちづくり条例上の基準（公園、道路等）と適合しているかどうかについて事業者の履行を確認することを定めた規定であり、ご意見の工事協定とは性格が異なります。まちづくり条例の手続を終えたあとは、紛争予防条例の手続を経ることとなります。工事協定は、当事者間で内容を定め、結ぶものなので、まちづくり条例で規定することは想定していません。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第115、第116） |
| 4 | ⑦第133：開発事業に伴って提供される公園・緑地等については、形だけの公園、緑の乏しいただの空地とならないよう、緑の保全・保護の趣旨をふまえた形状、設備となるよう指導すること。公園・緑地等に替わる「まちづくり協力金」についても、緑の保全に充当することを区長の責務として規定すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地は、みどりの保全や創出、ふれあいや憩いの場などの機能を有しています。地域特性も含めた公園等となるよう開発協議の基準等に基づき協議することとなります。 まちづくり協力金については、樹林地の保全等、公園・緑地の整備に活用することを規定していますので、協力金の使途については、ご意見の趣旨に沿ったものになります。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第133） |
| 4 | ⑧第135（第136？）：「機関」が何を意味するかが不明瞭。区が設置している機関が具体的に他にあれば例示してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 第136の規定は、まちづくりの支援を行う機関を区長が設置できるという趣旨であって、当該機関の名称や組織、運営などをまちづくり条例で定めるものではありません。 練馬区では、まだこのような機関はありません。現在、練馬区都市整備公社が、支援機関に求められる役割や機能などを想定した（仮称）まちづくりセンター構想について、住民参加で検討しています。 | 第5章「開発調整の仕組み」（第136） |
| 4 | ⑨第136：「本条例に基づく必要な支援」の趣旨、性格、条例上の該当条文を規定すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 「本条例に基づく必要な支援」の意味するところは、素案の第6章（第134～第137）、第3章（第2節～第4節）、第4章（第1節～第3節、第5節）などにおいて示しています。 | 第3章「都市計画等における住民参加」、第4章「地区まちづくり・テーマ型（分野別）まちづくり等の推進」、第6章「まちづくりの支援等」 |
| 4 | ⑩第137：「アドバイザーの派遣」は、第135（第136？）にいう「必要な支援」に含まれるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 「参加型まちづくり」における支援とは趣旨を異にしますが、第136に規定する支援に含まれるものと考えています。 | 第6章「まちづくりの支援等」（第136、第137） |

| No. | 意見（要旨） | 区の見解 | 素案との関連 |
|-----|--|---|--------------------|
| 4 | ①第141：都市計画審議会の「住民代表」の選出のあり方について規定すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会の組織、運営に関する規定は、政令の規定に基づき定めるもので、現行の「練馬区都市計画審議会条例」を踏まえた内容となっています。 「住民の代表者」については、都市計画やまちづくりにかかわりの深い分野から委員が選出されるようにする必要があります。現在、各種団体からの推薦による委員と公募による委員を委嘱しており、公募委員については、区の「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に基づき募集、選定しています。まちづくり条例施行後も現行の考え方を基本とします。 | 第7章「組織」（第139～第142） |



5 中間報告シンポジウム「まちづくり条例（ローカル・ルール）を創ろう！！」

(1) 基調講演：北村喜宣（上智大学教授）「地方分権とまちづくり条例」の内容

【練馬区をめぐる法環境】

<1>地方分権改革の意味

法環境というのは、現在の練馬区で何ができて何ができないのか、それを取り巻く状況がどのようなものかということです。地方分権改革の意味は、自己決定、自己責任で区の運営をすること、区職員もおそらく研修等を通してそう理解しているものと考えています。立法・司法・行政は国のことと皆さんは考えているかもしれませんが、これは機能であって、練馬区においても、司法はありませんが、行政も立法もあります。このように国・自治体は役割が違うだけで上下の関係ではなく、対等な位置にあるというのが分権時代の発想です。

国の事務は、地方分権一括法の施行以前とは異なり、現在は練馬区において一切なく、すべてが練馬区の手続きです。従って、当然に条例制定範囲も区がやろうと思えばできることが広がっています。

ただし、条例といっても法律には違反できないと憲法や地方自治法に書いてありますが、しかし、そもそも法律が憲法に違反しているというような場合には、必ずしも条例が法律に従う必要はありません。法律のどの部分に従わなければならないのかは解釈で、その解釈は皆さんがすることになります。

練馬区の解釈と国土交通省の解釈が違うことがあるかもしれませんが、優劣は最終的には裁判所が決めることになります。必ずしも国の解

釈が正しいというわけではありません。

<2>国・都・区の役割分担

分権時代に強調されているのが、役割分担です。国、都、区という層があり、それぞれの行政主体が全国的観点、広域的観点、地域的観点から皆さんに対してアプローチをすることになっています。

しかし、例えば都市計画法にしても昔からある法律でそのような仕分けがされているかという、そう私には思えません。そこで「仕方ない」とするか、「やってみよう」と考えるかは解釈です。現在の法律というのは地域適合的な状態で運用しようとするならば、それができるようになって、その抽象的なルールが具体の法律に反映されているかというとなっていないというギャップがあります。そのときに、「法律で決まっているから仕方ない」とするか、「そうではないように解釈することが適法かどうか考えよう」とするかは、まちづくり審議会とか、条例検討委員会とか、最終的には練馬区議会の判断になるわけです。

法律を無視するということを決して言っているわけではありません。法律を利用できるところは十分に利用するのが正しい選択です。それで十分でない場合は、条例で補完するという発想で、法律と条例を使って望ましい状態を実現するというスタンスで条例をつくるわけです。中間報告にある条例も法律のある部分を、練馬

区に合うようにうまく取り込んで効果あるものにしようという戦略であろうかと思います。

<3>区のなかにおける決定の仕組み

では、練馬区内における決めごとの仕組みをどのように考えたらよいかということです。練馬区は、市民、事業者、NPO、議会、行政などから構成されています。住民参加という場合、参加の相手は行政と思いがちです。もちろん行政が大きな役割を果たしますが、行政に参加するのではなく、「練馬区決定」にはすべての主体が参加します。ただ受身だけではないということです。どのように、また何をもって練馬区が決めるかは多様です。例えば、都市計画決定は都市計画審議会の審議の決定をもって区の決定にする。個別の開発許可は都市計画法により区長の許可処分によって決定すると書いてあります。

また、条例をつくるには議会の議決をもって区の決定とする。というように、それぞれの根拠法において、どのような手続が最終的な手続かが法律で書いてあります。法律に書いてありますので、これを付け替えてしまうことは難しいですが、補完的に市民参加や議会参加を考えると区議会の議論のなかで可能ではないかと考えます。最終的な決定権は法律によってだれかに与えられていますが、他の関与を一切排除して決めてよいわけではありません。決め方については練馬区独自の内容があってもよいと思います。パブリックコメントや住民投票なども決め方の一つということです。

【分権時代の法律と条例の関係】

<1>法律を「所与」とみない

審議会などで行政の説明を聞くと、法律は優位であり、条例は法律に違反できないという言い方を事務局側から多く聞くことがあります。確かに憲法94条には、「法律の範囲内で条例は制定できる」と書いてあります。

しかし、条例の制定権を制約できるのは、憲法に適合的な法律であって、例えば練馬区の自治を過剰に侵害している内容であれば、その法律のほうがおかしいのであって、「法律に違反できない」というのは、話半分に聞いてかまわないというのが私の整理です。

この点、例えば、国土交通省は、十分この法律で練馬区や地方公共団体のやりたいことができると考えている、というかもしれません。ところが練馬区はそう思わないとすれば、これは解釈ですから、国土交通省の解釈が唯一絶対ではないということです。自分たちがどういうふうに法律を受け止めるかは、所与とみずに、別に独立して考えるべきものと思います。本当に法律を所与としてみてしまっただけでは、まちづくりに関しては条例でできることはそれほど多くないと思います。法律の使えるところは使い、それを条例で補完し、両者が相まって実効性のあるものにできたらよいと思います。法律をあまりにも所与のものとしてみてしまっただけで、法律を使えない状態にしてしまわないということが必要だと思います。

例えば、法律の規定は、政令、省令とかなり詳しく、数字などで上限が課せられていますが、考えてみると、全国で3,200ぐらいの市町

村があるわけで、果たしてすべてに適用できるルールがつくれるのかということです。例えば数字で何パーセントとしても全国すべてでその数字が通用するのか。それは平均値的なものとするのが素直な理解だと思います。ですから、基準は全国標準とみて、条例で独自の基準をつくるという議論も大いに成り立つと思います。もちろん練馬区としてはできるとしても裁判所へ行ったらちょっと危ないということもあります。

私の申しあげたいのは、これからはこういうふう考えたほうがよいということです。もちろん、このように考えるのはまだ少数派ですし、司法の場では、「独自の解釈」といわれかねません。行政としては、危ない橋は渡りたくないでしょうし、国家賠償を受けるのは行政ですから、なかなか学者の無責任な議論に乗れないのも当然です。そのため次善の策として、法律をぎりぎりまで使って、そのうえで条例を積むというのが、最近のまちづくり条例を見ていると具体化されているというところだと思います。

<2>「要綱」の危うさ

行政指導は多くの場合、その根拠は要綱でした。おそらく練馬区でも要綱で秩序ある開発をしてきたという歴史があると推測されます。ところが最近、要綱は行政指導しかできないことから、旗色が悪くなってきています。

テベロッパーの方々も「どれが法的義務ですか。どれが指導ですか。〇×を言ってください」といつてくるわけです。すると要綱で書い

てあることはどう見ても×、義務ではありません。白黒はつきりしてしまうのが現実です。

そこで法的な義務づけにするとということが、手続や基準にしる、不可欠になっているのが最近の傾向です。もちろん要綱で残したほうがよいものもあるでしょうから、何を要綱に残し、何を条例に引き上げるのか、その仕分けが必要になってきます。行政の方もあまり気がつかれていませんが、今年（平成16年）の6月1日に行政事件訴訟法が一部改正（施行は17年）されました。この改正によって行政を訴えることができる領域が増えました。

例えば、区が今まで何とか指導に時間を費やしてやってきたことも、それ自体、事業者に義務があるのかという「義務の存在確認訴訟」が来ます。そうすると行政もなかなかもちこたえられない状態になります。この際、練馬区行政も、行政事件訴訟法の改正で、自分たちのやっていることが、どのくらいもつのか、果たして現在検討している「練馬区まちづくり条例」で大丈夫かをじっくり吟味すべきだと思います。

<3>土地所有権の制約と条例

まちづくり条例のように土地所有権の権利制限を伴うものに関しては、従来、法律に基づかなければできないといういわれ方がされることがありました。条例で財産権規制はできないということをまちづくり審議会の事務方や市民の方から伺ったことがあります。

しかし、都市計画法や建築基準法に基づかなくてもできます。ポイントは「無補償の制約を正当化できる条件」です。規制してお金を払う

かという、普通は払いません。つまり、無補償を正当化するにはどういう条件があればよいかがポイントです。これは法律でも条例でも同じです。法律でも過剰な規制をすれば補償は必要です。補償をしなければ憲法違反になります。これは条例も同じです。練馬区という特殊な環境条件、社会的条件のなかで土地利用規制を考えるには、どのような条件が整えば適法といえるかというあたりの議論なのです。

<4>無補償の制約を正当化する条件

どのような条件が整えば適法かは、練馬区には練馬区の歴史等もあるわけですから、他の自治体とは異なるはずですが、したがって、他の自治体の条例をそのまま持ち込むのはおかしいわけですね。一つずつ吟味して、このまちでは大丈夫か、このまちではもう少し踏み込めるのではないかと考えるのが重要です。

規制が適法かどうかは、土地の条件、区民の意識に大きく左右されるものであり、それぞれのことを練馬区に引きおろして考えてみることで、おそらく中間報告以降、最終的な案にするときに、逐一検証されるべきものと思われているわけですね。土地所有者は大反対、その他の人は大賛成という特殊な状況で規制ができるか。おそらくかなりの方が「これはもうしょうがない」といった規制に対する区民の法意識のサポートが必要になるでしょう。この点、判例の蓄積があればよいのですが、確たる判例の蓄積がないのが実情です。おおよそを申しあげれば、「比例原則」、つまり、実現される明確な利益と規制を受ける権利とのバランスがうまくとれて

いるかということになります。このバランスは練馬区は練馬区にあつて、他の自治体とは違うということです。

また、基準の作成プロセスが明確であること、民主的であること、透明であることが重視されるでしょう。特定の土地所有者に一方的に我慢を求めるのはおそらく平等原則に反することになるわけです。まちづくり条例は、かなり長い将来を見越して定められるものでしょう。

しかし我慢するのは今なのです。我慢した結果がすぐ現れればよいのですが、「良好な街並み」といった広がりをもった空間というのはある程度の時間がかかってできあがるものです。そのようなことを区民の総意にすることはかなり難しいように思います。これは、皆様方がどのように汗をかかれるのかにかかっているのだと思います。住民参加をするのは当然のこととしても、誤解してもらっては困るのは、住民参加をしたルールだから違法ではないということは決してないということです。一線を越えれば違法なわけです。条例という法律のかたちで表現される以上厳格な吟味が求められます。

【まちづくり条例のいくつかの論点】

<1>法律制度を利用する

先ほど、法律制度があるものは、それを使えばよいということを申しあげました。練馬区は都市計画法の開発許可権限をもっていますので、区自身で都市計画法の解釈をして権限行使ができるという恵まれた地位にある区です。

開発許可をするときに練馬ではどういうものを基準とするのかは、もちろん法律で書いては

ありますが、条例で付け加えることも可能です。あるいは法律を解釈して、練馬区に合った基準に具体化することも可能になってくると思います。法律制度を利用すると、命令や刑罰も法律制度のなかでできるので、この点も強いと思います。

<2> 独自事務条例と法令事務条例を統合した条例

都市計画法や景観法も活用して、まちづくり条例を構想されるのではないのでしょうか。条例独自で法律に上乗せをすることが適法か違法かというのは、解釈になります。かなりのコンセンサスがあるのは手続です。例えば、事業者に負担を課さずに行政が負担を負う場合、すなわち、行政が処分したり何かを決定するときに公聴会を開催したり、住民参加を行うことは、合理的な範囲であれば問題ないというのが通常の解釈です。ポイントは事業者の方に説明会を求めることを法律上の内容として求められるかです。この点は、法律上無理であれば、条例で独自に対応することは可能でしょう。すなわち法律の仕組みを使いつつ、練馬区独自にプラスアルファできる部分、それが無理であれば、練馬区独自の条例をつくって、そのなかでプラスアルファをお願いする部分と、いろいろな段階があるわけです。となると、新しい条例のイメージは、独自事務条例と法令事務条例を統合した条例ということになるのではないかと思います。まちづくり条例という大きな傘の中に、法律に根拠のある条例、この条例に規定した内容は法律が使えます。例えば、開発許可の基準

が練馬区独自の基準となるわけです。それと、なかなか法律には入れ込めないものについては独自の条例をつくり、そこで、例えば許可制のようなものをつくるというのも可能です。条例の場合は指導しかできないということでは決してありません。多くの自治体で独自の土地利用規制を行い、命令や罰則までつくっています。

<3> ローカル・ルールの条例基準化

条例となると注目されるのが地元のローカル・ルールです。地元のルールをどのようにして条例のもとで基準として高めていくかということです。個人個人がこうしたい、ああしたいということはいくらでもありますが、それを一定の地域の合意として、さらにそれに法的拘束力をつけて、はじめて実効性のあるものになるわけです。

住民自治というのが盛んにいわれる現在、練馬区全域で一律に決めたほうがよいものもあれば、地域の主体的な合意形成によって決めたほうがよいものもあります。何を一般的なものとし、何をそうしたものとして振り分けるかは、それぞれの自治体の事情があると思います。その場合、地元調整の透明性や事業者にとって予測可能性を十分もたせるといった手続も求められるところです。法的なものにするということは第三者に対しても通用するものにしておくということですから、内容、手続、実体が当然求められます。その手法は多様でしょう。

例えば、都市計画マスタープランをどのように地域で具体化していくか。あるいは景観法の実施主体になれば、景観計画をつくることにな

りますが、その内容に何を入れ込むのか。まちづくり条例に入っているものが景観法の一部になるかもしれません。

いずれにしても法律の仕組みと条例の仕組みを合わせて運用するということが将来的には十分予想されることです。

<4>「実効性」の確保

住民の方々にとって重要なことは実効性の確保というところでしょう。最近、まちづくり条例を見ていて感じるのは、住民参加のルールを区長が認定すると、一種の法的なルールになり、それに基づき指導、命令をする。命令違反には罰則までついているものが散見されます。高知県や国分寺市も部分的にはそのような仕組みを取り入れています。大まかにいえば、前提となる義務づけが適法にできていれば、例えば、「何とかしなければならぬ」「何とかしてはいけぬ」という内容が適法にできていれば、条例の場合、2年以下の懲役、百万円以下の罰金が上限になっていますので、その範囲であれば、その違反に対して罰則をつけるのは、何ら問題はありません。そのなかで相場を決めて、罰金50万円と定めても適法なのです。

ただ悩ましいのは、罰則をつけるのはいいのですが、執行をするには、警察が捜査をし、検挙し、検察に送検して、検察が起訴して、罰金がいくらということになるわけです。この手の条例では、まず警察は動きません。日本の仕組みでは法津には動けと書いてあるのですが、警察も忙しくて、なかなか条例違反ぐらいでは動いてくれないのが実情なのです。ポイントは、

条例できちっと議論をして、権利義務に関する決まりごとをつくるのが重要です。単なる指導ではなく法的な義務として規定されている意味は大きいということをご理解ください。

最後に、同意書というものについてみてみましょう。同意書は、例えば敷地から15メートル以内の権利者の同意書を許可の条件にするというのが典型的なものです。これは違法というのが通説です。これが指導であれば良いのですが、義務づけてもどうしようもないことを不許可の理由にするのはできないというのが通常の議論です。もちろん「柏崎ペット葬祭施設条例」のような例はないわけではないのですが、一般的には違法だということです。拒否された人は、開発できないので買い取ってくれといたいところですがそうもいかない。現況に止まらざるを得ないというのをどのように考えるか。真に止めなければならないとするならば、個別個別の交渉で決まるのではなく、ローカル・ルールを予めつくってどうあるべきかを検討するのが望ましい対応だと考えます。こうしたルールを一般的につくる部分もあれば、地の方々の議論でつくる部分もありましょう。それが一定の合理性をもっていれば、義務づけとして認知された以上は、法的義務ですから、例えばそうしたローカル・ルールを踏まえて、ある開発を審査し、今ひとつというときは命令を出し、命令違反には刑罰をつけるという対応には十分に合理性があり、適法であるということです。

(2) 国分寺市・狛江市の住民と行政職員によるパネルディスカッション

コーディネーター：藤 井 敏 信（東洋大学教授、まちづくり条例検討委員会委員長）

パネラー：松 本 昭（国分寺市都市建設部都市計画課長）

佐 藤 雅（国分寺市在住市民）

高 野 義 彦（狛江市都市建設部計画課）

稲 田 幸一郎（狛江市在住市民）

松本 昭

国分寺市のまちづくり条例は約3年かけて、平成16年議会に提案し、6月24日に公布しました。まだ正式には決まっていますが、17年の1月には施行したいと考えています。

本日のテーマは、条例づくりにおける市民参加、なぜ条例づくりに市民が参加しなければならないのか、そのようなことは、専門家と職員に任せておけばよいではないかという素朴な疑問にお答えするということだと思います。国分寺市のまちづくり条例の特徴として、大きな考え方としていくつかあります。

まず、条例は法律を補完するという考え方から、基本的に対等の関係のなかで条例のもつべき地域の役割を考えるとということで、国分寺の条例をつくってきました。二つ目は、これからの地域のあり様を考えたときに、市民と行政が協働して地域を運営・管理していくという発想で、それにふさわしい地域ルールをつくらうということが共通の柱になっています。条例の特徴は、条例をつくることによって、自分たちの権限を拡大していくということに尽きます。三番目に、地域力とは、いかに行政のもっている権限を市民に渡していくか、市民が力を発揮できるルールをいかにつ

くるかです。具体的には、計画づくりの市民参加ではなく、計画の決定や実施、管理をしていくという部分に条例がいかに踏み込めるかが最大のポイントだと思います。四番目に、なぜ条例づくりに市民参加が必要かということです。一言でいうと条例の使い手が行政と市民の両方だからです。ただ市民が条文まで書くというのは私はあまり賛成しません。また、条例づくりの市民参加は市民力を高める作業だと思っています。力をつけるための勉強のなかから協働の力が生まれるということです。

最後に職員の健康管理についてです。条例をつくるときは、庁内調整、議会調整、市民調整と調整が大変です。練馬区みたいに大きな自治体だとなおさらだと思います。しかも期間が2年と長いわけです。職員が倒れてしまうとよい条例もできませんので、市民もいい意味で職員を激励することが必要かと思います。

佐藤 雅

今回は、まちづくり条例を協働で作成した「都市づくりサロン」の活動についてお話しします。条例を白紙からつくるには、従来のような市民参加の方式ではなく、若い人や専門家、農

業者が参加できる仕組みを考えるべきだということから考え出されたのがフレックス方式の市民参加方式でした。だれでもが参加できるように代表もリーダーも置かないことが付け加えられました。平成13年から活動が始まりました。

しかし白紙からつくるといってもあって当初は市民の発言は際限なく拡散していきました。その時期に突然「真姿の池」の周辺でマンション建設問題が発生しました。この時期にシンポジウムが開催され、ここから市民と行政の一体感が生まれました。さらに、条例策定の基盤形成時期には、メーリングリストの立ち上げ、都市づくりかわら版の作成、まち歩き、他の自治体との研究会を実施しました。本格的な条例策定期間には、これまでのサロンの成果と発展性を確認しながら、「都市づくりサロン」の議論の集大成というべき「策定の提言」ができました。それがまちづくり条例基本方針となり、学識経験者3名、行政6名、市民7名の検討委員会が発足、条例策定に入りました。行政としては90条ぐらいに収めようとしたのですが、市民も頑張り、最後には99条の条例になりました。

高野 義彦

狛江市は、世田谷区と多摩川の間にある面積約6.4km²、人口約7万6千人の小さな自治体です。面積で全国で3番目に小さく、中心市街地も市内にないという状況です。狛江市の条例の特徴は、一つに、地区ごとに基準、ルールなどをつくることができます。狛江市では、この計画を策定する段階で、住民による検討グループ

の認定要件をできるだけ緩くしています。そのため地区のまちづくりの準備会は3名が集まれば認定できます。さらに協議会をつくるには地区住民の10分の1程度の賛同があれば認定され、提案する場合も2分の1程度の賛同があれば市は受け付けます。ただし、提案も都市計画の手に準じて説明会を開催し、縦覧したうえで決定することになっています。

条例制定からまもなく1年が経とうとしていますが、地区のまちづくりについては、住民からの動きはありません。行政やまちづくり委員会からの働きかけをしようと、その方法について議論しているところです。もう一つはまちづくりについての市民からの提案制度をテーマ型まちづくりとして位置づけていますが、これは、地区の概念にとらわれず、さまざまな領域で市民に活動していただき、その結果を提案できます。一人でも、いつでも提案できることになっています。市の施策に反映させていくかは「努める」となっていますが、市の見解を公表することで報いようとしています。狛江市の条例はこの二つがあくまでメインとなっています。

しかし、狛江市では指導要綱の限界も感じており、開発関係の手続も条例に盛り込みました。この開発関係の手続は、あくまでも意見調整のための話し合いの手続と位置づけています。この条例の運用のなかで、事業規模を強制的に減らすなど、例えばマンション建築で高さを減らしたりするような強制力をもたせることはしていません。市に届出をしてもらって話し合いの手続に乗っていただくということになっ

ています。届出や申請を出さないで事業に入った場合や虚偽の申請をした場合は罰則の規定も設けています。開発については、完全なものを目指そうという意見もありましたが、時間をかけてつくっても手遅れになってしまうということもあり、要綱にあったものをそのまま条例に位置づけました。

稲田 幸一郎

条例ができるまで5年かかっています。その間、条例の策定委員会と並行して、市民が自由参加できる機会を設けてくれたのがありがたかった。マスタープランが3年かかってできましたが、条例づくりの準備段階のワーキンググループにも参加しました。条例ができて、今はまちづくり委員会委員もしています。

条例は、これまで1年足らずの施行期間なのですが、そこで感じていることは、条例で新しいルールができたので、相当開発事業が変わるかと思いましたが、急にペースが落ちることもなく、よい開発が出てきたかという残念ながらそうでもありません。何も変わらないことに、市役所とまちづくり委員は何をやっているのかという意見もありましたが、条例ができたからすぐに変わるということはありません。地区の市民が提案できるルールができただけでも大成功だと思います。

ただルールができてでも応募してくれないと仕方ありませんのでいろいろプッシュする材料が必要です。その材料としては、表彰制度を活用してよいまちが目に見えるようにしたい。また、まちづくりサロンやセンターがあって、そ

こへ行くといつでもまちづくりの議論ができるという場があればよいと思っています。さらに、今は、新しい開発にどう対応するかが中心になっていますが、一度できあがったまちをどう手直しするかも重要です。

藤井：住民の思いやつぶやきをどうまちに具体化していくかというところに関心があると思います。国分寺市では市民が実際、条例の作文はされたのでしょうか。

松本：条例に魂を入れる部分は一緒にやりましょう。魂を形にする部分、設計の部分は行政がします。それに魂が入っているかどうかは市民の皆様にごチェックしてもらおう。魂は入れたつもりでも足りない部分は専門家の助言も入れるという流れで行いました。

藤井：市民力を高めるのが条例の役割ということですが、具体的に条例を通じてどのように動いていくかイメージはありますか。

松本：市民が参加してまちづくり協議会をつくっていただき、市民のルールが行政のルールになり、それが拘束力をもつような制度設計をしています。いい意味でのリーディング・プロジェクトを動かしたい。条例の策定経過のなかで、行政と対等でかつ役割分担をしつつ地域運営をしなければならないなかで市民の力を借りたい。市民の相互で利害調整、意見交換することが重要であり、条例の策定プロセスのなかでそのことができたのがよかったと思います。

藤井：今いわれたことはとても重要なのですが、市民相互の利害調整といっても、ある意味で抽象的で、なかなか皆が納得する状況にならないこともあります。まちづくり条例ではそのへんを理解してもらうために情報の提供等、何か工夫されたのでしょうか。

松本：条例では、建物の高さ、住宅の最低敷地規模、駐車場などを基準化していますが、最低敷地規模については、これまで500㎡以上は要綱上115㎡でした。しかし、今回、第一種低層住宅地で135㎡にしました。この基準は厳しいとの意見もありましたが、市民とのいろいろな議論のなかで基準を設定しました。

藤井：条例づくりで行政の立場、住民の立場で何が問題、課題だったのでしょうか。

稲田：策定する段階ではそれほど深刻な議論をした記憶はありませんが、実際動き出してみると、住民の意見も千差万別です。それをまとめるためにある種の専門家、コーディネーターが必要だと思っています。日常的にどのような専門家がいたらよいかこれから考えていかなければならないと思います。まちづくりセンターなどに専門家等がいるとよいと思う。

高野：策定過程で市からこれはできませんというので、はずしてもらったものがあります。これについては、最終的には報告書に付帯意見として記載されています。例えばまちづくりセンターについては、担当部署としては欲しいも

のですが、財政的な関係で盛り込めませんでした。議会の関与については、現行の状況から入れませんでした。テーマ型まちづくりについては、すばらしい提案であっても、財政上できないということもあるので、提案要件を下げましたが、実効性の部分ではやや後退した規定になってしまっています。

藤井：議会の関与については、地方自治の視点から練馬区では重視すべきとの中間報告になっていますがいかがでしょうか。

高野：例えば、開発で紛争まで起こってしまった場合、どこまで議会に関与をお願いできるかというような課題がありました。

佐藤：まちづくり条例を市民が動かすためにはまちづくりセンターが必要かと思いますが、まだ発足していません。まちづくり協議会を支援していくためには、まちづくりセンターによる営業活動が必要だと思います。

松本：最大の課題は、今までの法律優先の開発を条例をとおして地域優先の計画に取り戻し、地域共生型の土地利用や開発事業にするというのが行政と市民の共通の関心事だったと思います。開発が進めば進むほど地域の環境の質が下がってしまうという現状をどう直したらよいかということだと思います。

(敬称略)

6 各検討組織名簿

(1) 練馬区まちづくり条例区民懇談会名簿

| | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-------------------|
| 1 | 堀井英和 | 練馬1 |
| 2 | 田中麻起子 | 光が丘3 |
| 3 | 宮内和則 | 豊玉上2 |
| 4 | 横田胤篤 | 下石神井3 |
| 5 | 佐藤英雄 | 石神井台3 |
| 6 | 仲倉重郎 | 下石神井2 |
| 7 | 佐藤勝彦 | 三原台1 |
| 8 | 嶋原祥子 | 練馬2 |
| 9 | 相田新太郎 | 中村北1 |
| 10 | 齋田豊 | 春日町5 |
| 11 | 武田実代子 | 桜台2 |
| 12 | 富田杏二 | 早宮2 |
| 13 | 真壁多津子 | 北町2 |
| 14 | 岩田正二 | 桜台1 |
| 15 | 宇野健一 | 小竹町1 |
| 16 | 川口正美 | 中村北1 |
| 17 | 鈴木ゆかり | 桜台1 |
| 18 | 辻本真明 | 中村南2 |
| 19 | 林教宏 | 練馬1 |
| 20 | 御手洗光一 | 練馬4 (平成16年4月転出) |
| 21 | 宮下正毅 | 桜台1 |
| 22 | 岡崎章臣 | 春日町2 |
| 23 | 済藤哲仁 | 豊玉北6 |
| 24 | 庄司義雄 | 高松1 |
| 25 | 北條英 | 貫井4 |
| 26 | 朝比奈俊孝 | 光が丘1 |
| 27 | 鹿子木章 | 田柄5 |
| 28 | 高原洋子 | 光が丘7 |
| 29 | 竹谷恭子 | 光が丘5 |
| 30 | 古山美枝子 | 光が丘7 |
| 31 | 五十嵐透 | 土支田1 |
| 32 | 反田康二郎 | 大泉町3 |
| 33 | 高山弘教 | 大泉町3 |
| 34 | 土井雅之 | 土支田1 (平成15年10月退会) |
| 35 | 羽田秀雄 | 西大泉町 |

| | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-----------------|
| 36 | 横井邦夫 | 大泉町5 |
| 37 | 伊藤清忠 | 東大泉3 |
| 38 | 角地徳久 | 石神井町7 |
| 39 | 下河秀行 | 南田中4 |
| 40 | 田村晴久 | 石神井町7 |
| 41 | 塚越昭治 | 東大泉6 |
| 42 | 西木寛 | 東大泉7 |
| 43 | 野口正之 | 石神井町4 |
| 44 | 林秀司 | 石神井台3 |
| 45 | 阪西淳史 | 石神井町2 |
| 46 | 前原尚生 | 石神井町7 |
| 47 | 蒔田寛 | 東大泉5 |
| 48 | 松原久三 | 東大泉3 |
| 49 | 真野信裕 | 石神井町6 |
| 50 | 鈴木啓之 | 石神井台8 |
| 51 | 高橋祐貴 | 下石神井1 |
| 52 | 西村潤也 | 上石神井1 |
| 53 | 久村克彦 | 関町北3 |
| 54 | 木内知己 | 豊玉北5 |
| 55 | 川口菜穂子 | 中村北3 |
| 56 | 中内正隆 | 石神井町3 |
| 57 | 梶和美 | 小竹町1 |
| 58 | 南利夫 | 東大泉3 |
| 59 | 濱中辰夫 | 関町北3 |
| 60 | 渡戸秀行 | 平和台4 |
| 61 | 富岡誠一 | 石神井町7 |
| 62 | 白石好孝 | 大泉町1 |
| 63 | 奥村隆史 | 中村南3 |
| 64 | 久間常生 | 石神井台2 |
| 65 | 吉岡令子 | 南大泉4 |
| 66 | 橋本佳矩 | 豊玉北4 |
| 67 | 栗原忍 | 中村北1 |
| 68 | 中坂嘉久 | 桜台1 |
| 69 | 上原勝直 | 向山4 (平成17年3月退会) |

(2) 練馬区まちづくり条例検討委員会名簿

| 区分 | 氏名 | 職業・選出団体等 |
|-------|--------|------------------------|
| 学識経験者 | 小泉 秀樹 | 東京大学大学院助教授 |
| | 日置 雅晴 | 弁護士 |
| | 藤井 敏信 | 東洋大学教授 |
| | 藤本 昌也 | 建築家 |
| | 柳沢 厚 | 都市プランナー |
| 区民 | 佐藤 英雄 | (一般公募・地域のまちづくり活動団体) |
| | 角地 徳久 | (前ブロック懇談会) |
| | 鈴木 ゆかり | (前ブロック懇談会) (平成16年6月まで) |
| | 竹谷 恭子 | (前ブロック懇談会) (平成16年7月から) |
| | 北條 英 | (前ブロック懇談会) |
| | 木内 知己 | (商店会) |
| | 南 利夫 | (町会・自治会) |
| | 渡戸 秀行 | (農業協同組合) |
| | 奥村 隆史 | (建築士会) |
| | 橋本 佳矩 | (宅地建物取引業協会) |
| 区職員 | 中村 啓一 | 企画部長 (平成17年3月まで) |
| | 村松 昭 | 企画部長 (平成17年4月から) |
| | 黒田 叔孝 | 土木部長 |

※区職員以外は、区分ごと、区民にあつては選出団体ごとに五十音順。敬称略

(3) 練馬区まちづくり条例庁内委員会名簿

都市整備部長、土木部長、企画課長、企画主査、総務課長、文書係長、防災課長、地域振興課長、経済課長、商工観光課長、障害者課長、高齢者課長、環境清掃部管理課長、清掃リサイクル課長、環境保全課長、交通企画担当課長、まちづくり第一課長、まちづくり第二担当課長、大江戸線延伸地域まちづくり担当課長、住宅課長、建築調整課長、建築第一課長、建築第二担当課長、土木部管理課長、交通安全課長、建設課長、事業推進担当課長、維持課長、公園緑地課長、施設課長、生涯学習課長

※検討内容により、上記以外の職員についても必要に応じて加えた。